

令和８年度 新規民間学童保育実施事業者募集要項

１ 事業実施に当たっての条件

(１) 設置場所

戸田南小学校区内又は戸田南小学校付近

(２) 事業者が行う業務

放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を実施すること。但し、別事業を行っていたり、付加サービスを実施したりする場合には、放課後児童健全育成事業は完全に独立した状況で実施すること。（専用の場所、専属の指導員等）

また、事業実施において健全な居場所を確保するため、適正な定員の設定を行う事や、必要な備品を具備し、その居場所の維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。

なお、事業実施においては、「戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を必ず確認のうえ、事業実施や計画等に活用してください。

(３) 事業実施の基準

① 開室時間

戸田市学童保育室条例第４条の規定に基づき、学校の授業日は、児童の放課後から午後７時まで、学校の授業日以外の日は、午前８時から午後７時までを最低条件とします。

② 休業日

戸田市学童保育室条例第３条の規定に基づき、次に掲げるとおりです。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日

(ウ) １２月２９日から翌年の１月３日まで（前（イ）に掲げる日を除く）

(エ) 市長が特に必要と認めた日

③ 関係法規等の遵守

関係法令、条例及び規則を遵守して、業務を実施してください。

④ 施設設備及び物品の維持管理

業務を行うに当たっては、児童が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

⑤ 学童保育室業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

個人情報保護法（平成１５年法律第５７号）を遵守するのはもちろんのこと、個人情報

報の取扱いについては、取扱いに関する内部規定を作成するなど十分に注意を払ってください。

⑥ 業務の一括委託の禁止

事業者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

⑦ 文書の管理・保存

学童保育室業務を行うに当たり、作成し、又は取得した文書等は、戸田市文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

⑧ 守秘義務

事業者は、学童保育室業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容の漏洩や自己の利益のために使用してはいけません。事業期間が終了した後も同様です。

⑨ 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとします。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

※ 事業実施の基準を遵守しない場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

※ 年度により、学童保育室の運営条件が変わる場合があります。

(4) 学童保育業務が困難になった場合における措置に関する事項

① 事業者は、学童保育業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

② 事業者の責めに帰すべき事由により適正な事業運営が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は事業者に対し補助金の返還を求め、交付決定を取消することができます。

③ 事業者が市の指示に従わないときや、事業者の財政状況が著しく悪化するなど、学童保育業務の継続が困難と認められる場合は、市は、事業者の補助金交付決定を取消することができます。

④ ②又は③により事業者の補助金交付決定が取消され、市に事業者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。

⑤ 市又は事業者の責めに帰すことができない事由により学童保育業務の継続が困難となった場合には、市と事業者は、学童保育業務継続の可否について協議することとします。

2 申請の手続

(1) 応募資格

① 安全かつ円滑に事業の運営ができる下記の法人とします。

- ・ 社会福祉法人 ・ 公益社団法人 ・ 一般社団法人 ・ 公益財団法人
- ・ 学校法人 ・ 株式会社 ・ 合同会社 ・ 有限会社
- ・ 特定非営利活動法人

② 複数の法人でグループ（コンソーシアム、JV など）を構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。

（ア）代表団体を定め、市とのやりとりについては代表団体が行ってください。（代表団体以外は、当該グループの構成団体として扱います。）

（イ）グループには適切な名称を付け、その名称で申請してください。ただし、申請書の記名押印については、構成団体の代表者全員が行ってください。

（ウ）グループで応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認められません。ただし、構成団体については、業務上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する法人等（グループの構成団体が該当する場合を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき更生又は再生手続をしている法人
- ② 応募期間中に戸田市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税又は地方消費税等、納税義務がある税金を滞納しているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行い、若しくはそのおそれのあるもの

(3) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

① 提出書類

- （ア）事業計画書（別途書式あり）
- （イ）確認書（別途書式あり）
- （ウ）新規店舗に関する書類

提出書類
施設概況（別途書式あり） 賃貸借契約書の写し

※ 募集の段階で開所場所が決まっていなかったり又は契約していない場合は賃貸借契約書は不要となります。（募集の段階では、字名までは絞る必要があります。）

例）戸田市上戸田エリア

② 提出部数

学童保育室ごとに**正本1部、副本1部**を提出してください。

③ 提出方法及び提出場所

申請書等は、必ず持参してください。（事故防止のため郵便等での提出は原則受け付けません。）

※必要な書類が不足している場合は受け付けできません。

[提出先]

戸田市役所（2階） こども健やか部 児童青少年課 放課後こども担当

電話：048-441-1800（内線455・689）

④ 受付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月28日（金）までの期間の

平日8時30分から17時15分（12時から13時までの間を除く。）まで

（4）留意事項

① 応募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

② 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。

③ 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容は、原則として変更することはできません。

④ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。なお、準備のために支出した費用については、一切補償しません。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑦ 提出書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

⑧ 著作権の帰属

応募者の提出する事業計画書等の書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
ただし、市は、補助事業者の決定の公表等必要な場合においては、提出書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類等は理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

⑨ 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

⑩ 情報公開

応募の際、提出した関係書類はすべて行政文書になることから、戸田市情報公開条例及び同施行規則に基づいた取扱いとします。

3 事業者の選定等

(1) 選定に当たっての審査基準

- ① 市が実施する財務診断において問題がないこと。
- ② 利用希望者の平等な利用を確保することができるものであること。
- ③ 関係する法令の規定を遵守し、適正に運営を行うことができること。
- ④ 設置目的を十分に理解し、効果的な運営を行うことができること。
- ⑤ 学童保育業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑥ 学童保育業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- ⑦ 必要な地域に適切に開所されること。
- ⑧ 学童保育中における事業者側の瑕疵による大きな事故や利用者等との大きなトラブルがなく、安定した運営を実現していること。
- ⑨ 市が必要とする規模定員であること。

(2) 審査における留意事項

複数の事業者より申請があった場合、且つ運営における条件等が同等な場合は、より民間学童保育室が必要な地域に必要な規模を開設する事業者を優先とし、過去の実績等（戸田市内公立小学校児童の受け入れ実績等）を考慮して総合的に判断します。

4 スケジュール

公募から補助金交付決定、初回の交付までの主なスケジュールは以下のとおりです。

令和7年

11月10日（月）～28日（金）募集期間

12月上旬～12月中旬 選定期間

12月下旬 結果通知 ※

令和8年

1月上旬 保護者周知

3月中旬～3月下旬 補助金交付申請の説明会及び事前確認

※ 補助事業者の結果通知は、財務診断及び書類審査等の総合的判断による要件の確認についての結果通知であり、補助金の交付を決定するものではありません。

上記の事業者募集については、令和8年度の予算成立を前提に緊急待機児童対策としての募集を行うものですが、本事業に係る補助金の予算配当がなされた場合にのみ、市の提示する条件に合致する民間学童保育室事業者に対し、補助対象事業とすることができるものとし、予算配当がなかった場合や市の条件に合致しない場合には補助金対象外となることから、その際に事業者に損害が生じたとしても本市は一切負担をいたしませんのでご注意ください。

5 施設等整備費補助事業の活用

（1）環境整備費補助

新たな放課後児童健全育成事業の実施に伴う、既存施設の改修、設備の整備・修繕に必要な経費（開所準備経費を含む）を対象とした補助を行います。

（2）補助基準額

12,600千円

○ 問い合わせ先

戸田市 こども健やか部 児童青少年課

住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

電 話 048-441-1800（内線455・689）

F A X 048-432-8510

E - M A I L jidoseisyonen@city.toda.saitama.jp